

令和元年度 第2回加賀市健康福祉審議会 障害者分科会会議録(発言要旨)

※発言内容については、発言趣旨を損なわない程度に変更・修正している箇所があります。

- と き 令和2年2月13日(木曜日) 午後1時30分～午後3時35分
- ところ 加賀市役所 302・303 会議室
- 出席者 長谷川委員、西野委員、舞谷委員、砂山委員、山本委員、本田委員、
萬道委員、竹内委員、上野委員、永山委員、谷井委員、安田委員、河野委員、永矢委員、
毛利委員、富田委員、篠原委員
(欠席者) 宮本委員
- 事務局 (ふれあい福祉課) 渡部課長、東野課長補佐、西島主査、岩崎主事、岡崎主事

- 開会 (午後1時30分)

(事務局)

資料について、確認をさせていただきます。

事前にお送りしている資料としましては、

第2回障害者分科会の「次第」、

資料1「加賀市地域生活支援事業の評価について」、

資料2「令和元年度 障がい福祉施策主要事業について」、

資料3「第6期加賀市障がい福祉計画等策定のスケジュール(案)について」、

参考資料1「成果目標の新旧対照表」、

参考資料2「成果目標について(平成30年度実績)」、

参考資料3「アバター実装に向けた実証実験」でございます。

また、当日資料としまして「座席表」、「ご意見・ご質問の内容」、「手話のパンフレット」をお手元にお配りしております。

資料の不足がございましたら、お申し付けください。

それでは、ただいまより第2回 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会を開会いたします。

はじめに、ふれあい福祉課長の渡部がご挨拶を申し上げます。

(ふれあい福祉課長)

ふれあい福祉課長 あいさつ

(事務局)

つづきまして、本日出席いただいております委員の皆さまと事務局の職員を紹介させていただきます。

※委員を座席表により順にご紹介

なお、

錦城特別支援学校 宮本 直哉(みやもと なおや) 委員につきましては、ご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

※職員を順に紹介

(事務局)

それでは、議事に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、長谷川会長にお願いいたします。

(長谷川会長)

みなさんこんにちは。長谷川です。今日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。

次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

進め方としましては、議事の1つずつについて、事務局から説明をいただいた後、質疑応答の時間を設けたいと思います。途中、休憩をはさみ、議事(4)までの終了予定を、午後3時30分としたいと思います。

なお、本日の会議でございますが、委員定数18名中、現時点で17名に出席をいただいております。過半数に達しておりますので、加賀市健康福祉審議会条例の第6条第3項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事の(1)「加賀市地域生活支援事業の評価について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(1) 「加賀市地域生活支援事業の評価について」を説明

(長谷川会長)

議事(1)の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

まず、各委員より事前に提出をいただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【意見・質問1】 2-1 自発的活動支援事業

「『参加者の送迎はしない』ということで同意したとあるが、視覚障害者の場合、送迎の希望を出しているため、全員納得という話は聞いていません。」

市が主催する会議やイベントなどで、視覚障がい者の方に出席をお願いする場合は、市のほうで送迎対応を致しますが、3障がい連絡協議会「悠々あゆみ会」については、自主参加という形をお願いしています。3障がい連絡協議会への自主参加が難しいということでしたら、3障がい連絡協議会の中で、まずは当事者や支援者同士で対応ができないか、ご相談をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【意見・質問2】 10 移動支援事業

「延べ数と延べ実数が年を経るごとに減少しているが、今年度はさらに減少していると思います。これは事業所が少ないのではなく、職員の働き方改革により日曜、祝日に働ける人が少ないのが原因だと思います。介護事業所とは別にこの事業を行う必要があると思います。実際に依頼しても断られることが多いです。」

移動支援については、市の要綱で、原則「指定居宅介護事業所」が行うこととしていますが、土日や祝日に対応できる人材や事業所が不足していると、指摘をいただいているところです。そこで「指定居宅介護事業所」以外にも十分な経験を有していると認められる従業員が支援を行う

場合は、移動支援の事業者として認めることができないか、検討をしていきたいと考えています。

【意見・質問3】 1 1 地域活動支援センター事業

「活動は全員が一室に集められ、それぞれの活動をしているみたいですが、障がい者別にやりたいことがやれるスペースが欲しいです。個性を重視してほしいです。」

事業所のスペースや人員配置の問題等もあるかと思いますが、地域活動支援センターの事業所には、このようなご意見を頂戴したことをお伝えさせていただきたいと思います。なお、実際に地域活動支援センターをご利用されている方からも、直接要望していただければ、より伝わりやすいのではないかと思います。

【意見・質問4】 3 相談支援事業

①「じりつ支援協議会の『見直し』の評価（相談員の慢性的な人的不足）に対しての、行政としての対応具体策をお教えてください。」

人員不足の対応策ですが、指定特定相談支援事業所の新規参入を考えておりまして、施設のサービス利用者の計画相談を、その施設で担っていただけないか、といったことを検討していきたいと考えております。

②「市の『継続』の評価は、すでに現状に満足した『後退』を意味するものと受け止めますが、その見解をお教えてください。」

「継続」の評価についてですが、必要な事業を継続していきたい、という考えですので、「後退」という認識ではありません。事業の実施方法についても、相談支援事業所とも協議を行いながら、より良い方法を検討していきたいと考えています。

【意見・質問5】 4 相談支援事業機能強化事業

①「じりつ支援協議会は『適切』の評価としているが、その理由・内容をどのように受け止めているかを教えてください。」

今年度基幹相談支援センターを設置し、専門的助言等を行う職員の配置や関係機関との連携強化を進めてきていることから「適切」の評価となっていると考えております。

②「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を意識した専門性を高めることへの資質向上が問われていると思いますが、その見解をお教えてください。」

CSW は、地域の人材やシステムを活用して困っている人を支援するという、コーディネーター的な役割があると思いますが、障がいのある人が地域で生活するためには、そのような人材が求められると思いますので、基幹相談支援センターとも協議しながら、CSW を意識した人材育成、専門性の向上に取り組んでいきたいと思っています。

【意見・質問6】 3 相談支援事業、4 相談支援事業機能強化事業

「相談支援事業における当事者側の認知度・期待度はアンケート結果で明らかです。（アンケート結果：相談相手のアンケート H26 年、相談支援専門員が 3.9%、障害者相談員が 3.1%。H29 年、相談支援専門員が 2.6%、障害者相談員が 3.7%）『相談』によって得られる『安心』への当事者にとっても道しるべが、厳しい見方をすれば、相談事業そのものが期待に対して質・量ともに機能不全に陥っていると認識すべきではないでしょうか。人材投資への予算配分を高める編成が必要ではないでしょうか。」

アンケートの設問は「普段、悩みや困ったことを誰に相談しますか。」という内容です。回答の多くは「家族や親せき」「友人・知人」「医師や看護師」「保育園、幼稚園、学校の先生」など

で、身近に接している人に相談する割合が大きいという結果になっておりますが、この結果から、相談事業が機能不全に陥っているとまでは判断できないと思います。普段の生活や学校のちょっとした困りごとは、学校や先生に相談するかと思いますし、障害福祉サービスの利用など専門性の高いものは、相談支援専門員に相談しているものと思います。なお、人材投資への予算配分ですが、今年度、基幹相談支援センターの設置のために予算を増額しております。基幹相談支援センターの職員とも協議しながら、専門的な相談支援の実施や、相談支援体制の強化の取り組みを進めているところです。

(長谷川会長)

議事の(1)の事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(安田委員)

資料1の1-1理解促進・啓発事業についてですが、中高生に広めてというのは、点字を広げたいということでしょうか。また、その他の障がいに対しての啓発運動はどのような形で行って、今後どのように啓発の仕方を増やしていこうとしているのですか。

(事務局)

昨年までは小学生のみを対象としていましたが、今年度から、中学校高校に対象を広げて手話教室の募集をいたしました。中学校はカリキュラムがいっぱいで実施することはできなかったのですが、高校では加賀高校で手話教室を実施しました。今後も、他の中学校高校には、募集を広げていきたいと考えています。また、その他の障がい種別の啓発については、障がい者週間の街頭キャンペーン、ヘルプマークの公布、市民福祉大会の開催、よろしくトークの開催(障害のある方からの話や体験)、かもまる講座(職員が希望する団体のもとへ出向いて「障がいのある方への支援」について説明を行う。)を行っています。

(安田委員)

こういった活動をもっと広く行うために、その場所に限らず、周知する場所をもっと広げて、みんなが知ることができる周知の仕方をとるといいと思います。また、手話だけでなく、視覚障がいの方への支援の仕方など、他の障がいについても啓発活動の中に入れた方がいいと思います。

(事務局)

啓発の仕方については、工夫をしていきたいと思います。

(上野委員)

中学高校などで、授業内容として精神障害について取り上げてもらうことはできませんか。

(事務局)

学校でどのような内容を教えるかについては、国の指針のようなものがあり、その中で教えていく必要があったかと思います。なので、取り上げることができるかについては、確認が必要なので即答が出来かねます。

(篠原委員)

各学校は、国からの学習指導要領に基づいて作られた教科書を使い、学習指導要領に基づき各

教員が指導しています。ここからは私の私見ですが、もし、精神障害を授業に取り入れてほしい、という要望がまとまれば、それを国に持っていくといったような運動をしていく必要があると思います。それを繰り返していき、将来的には、精神に障がいのある方への理解促進になるのではないかと思いますので、団体の方でとりまとめて、国へ訴えていくとよいと思います。

(竹内委員)

移動支援について、現状、なかなかヘルパーが使えない中、社会参加等をしようと思うと、危険防止のためにも、どうしてもヘルパーが必要になります。条件を広げてもらえるのはありがたいです。早急に進めてほしいです。

啓発事業について、私もじりつ支援協議会のワーキンググループに参加して、意見を出していますが、運営会議まで意見が上がっていないと感じています。じりつ支援協議会にも障がいの者の代表を入れてもらって、話をさせてもらえるといいと思うのですが、どうでしょうか。

(事務局)

じりつ支援協議会の中には各ワーキンググループ、運営会議、委員全員があつまる全体会がありますが、各ワーキングで話し合ったことは、代表が運営会議で報告することとなっていますので、運営会議に各ワーキンググループで出た意見をきちんと報告するようにということを伝えていきたいと思います。

(竹内委員)

障がいの者の代表に運営会議に参加してもらうことはできないですか？そうすれば直接話ができると思うのですが。

(事務局)

じりつ支援協議会の構成メンバーについては柔軟に対応できるかと思いますので、運営会議で参加されたい方が参画できるように働きかけていきたいと思います。

(谷井委員)

平成30年度は、身体障害者手帳所持者が3,312名、療育手帳所持者が520名、精神手帳所持者が422名で合計4,254名の手帳をお持ちの方がいらっしゃいます。その中で、特に地域から孤立、引きこもりをしていて、現在公的サービスを利用されていない方の事情等の実態を把握・掌握し、そのうえでどのように地域とのかかわりを作ってあげるのかという、具体的な施策を第6期計画に盛り込んでほしいと思います。まずは、今現在実態をつかんでいるかどうかを教えてください。

(事務局)

手帳をもっているが、障がいサービスを利用していない方の実態を調べたことは現時点ではないです。引きこもり等への対応も必要になってくると思いますので、今後第6期計画を策定していくにあたって、そのような内容についても検討していく必要があると思います。

(長谷川会長)

それでは、次に、議事の(2)「令和元年度 障がい福祉施策主要事業について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(2) 「令和元年度 障がい福祉施策主要事業について」(資料2)を説明

(長谷川会長)

議事(2)の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

(安田委員)

手話のパンフレットを企業等に配りたいとの話でしたが、手話だけでなく、他の障がいについての啓発パンフレットもまとめて配布していただきたいと思います。

(事務局)

他の障がいについてのパンフレットも併せて配布したいと思います。

(谷井委員)

令和元年度の実績についての資料かと思いますが、(3)基幹相談支援センターの運営について、資料の中から具体的なものが見えてこないです。会議をやりました、だけではなく、何のためにどのような会議を行ったかが分かりません。

(事務局)

個別支援に関する会議が多いので、公開は難しいのですが、どういう趣旨の会議を行い、どのような方向に向かって会議をしていくのか、今後の資料には内容を盛り込んでいきたいと思いません。

(竹内委員)

障害者手帳のデータ化や、マイナンバー制度についてなど、行政側の利便性についてのことで、最初の会議での自分たちの要望が反映されておらず、自分たちの生活に関係すると思えません。障がい者が住みやすい社会にするために、当事者の意見も取り入れてほしいと思います。

(事務局)

スマートインクルージョンでは、最初の段階で当事者や介護者のご意見を聞かせていただいたのは、皆さんがどのような意見をお持ちかを含めてヒアリングをさせてもらいました。実際に進めていく段階になっていくと、協力事業者や費用の関係から、総合的に考えていけない点がありますが、障がいのある方の意見を何とか光を当てていきたいと考えています。

(永山委員)

啓発活動について、手話の教室を1年間で終わりではなく、毎週通えて専門的に学ぶ場所があるといいなと思います。手話通訳者を増やすためには、1年間の講座では十分ではないので、長く続ける意味でも、そういう場所があるといいと思います。やはり手話は、言語なので毎日使うことで早く習得することができると思います。市で実施している養成講座の入門、基礎を受講したうえで、県で実施している講座に3年間通わなければ資格を取ることができないため、手話を勉強し始めてから、手話通訳士の資格を取得するには、10年以上かかってしまうのが実状です。若い方が早いうちに資格をとれるような場所ができることを望んでいます。市として、そのような考えはないでしょうか。また、手話への理解や技術の向上のためにも、学校の授業で手話を盛

り込むことはできないでしょうか。

(事務局)

手話サークルとは別に、講座の受講が終了した方がさらに学べるような場所でしょうか。

(永山委員)

初めての方でもいいのですが、大きく言えば、専門学校のような毎日通い学べる場所が作れるかどうか、市としてできるのかどうか、事業所ならできるのか、そのようなものを作り上げていくことはできるのかどうか。もしできるのであれば、方法も含めて行政や教育委員会からご意見をお聞きしたいと思いますし、また、ここで意見を言うことで、国に何らかの形で働きかけることができるのかどうかを教えてください。

現在、養成講座を行っていますが、なかなか続かない中、学校のように毎日通える場所があれば、手話通訳士の資格を取得するまでの期間も短くすることができますと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

手話ができる方が少ないというのは、行政としても感じている部分であり、資格を取る方を増やしていきたいという思いはあります。その中で、学びの場を作るとすると、まずどのような形として作るのかの検討が必要かと思います。行政の立場として、そのような場所をつくることのできるのかについては、これまで検討したことがないため、現状では分かりかねます。頂いたご意見は、手話施策推進事業全体として、考えていきたいと思っています。

(篠原委員)

学校教育で行う内容についてはすべて、学習指導要領に基づいています。現状としては、小学校の3年生から始まります、総合的な学習時間の中で、手話や点字、手引きなどの福祉関係について学んでいる学校もあります。選択性なので、ふるさと学習として、地域のことについて学んでいる学校もありますし、環境教育を行っている学校もあります。今年の4月から小学校、来年の4月から中学校が新しい学習指導要領に変わり、英語学習やプログラミング教育が始まります。学校の教科として、手話を入れるには文部科学省に、「手話を国語教育のひとつとして取り入れるべき」ということを国に訴えて続けていくとよいと思います。

(長谷川会長)

議事の(3)「第6期加賀市障がい福祉計画等策定のスケジュール(案)について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(3) 「第6期加賀市障がい福祉計画等策定のスケジュール(案)について」(資料3)を説明

(長谷川会長)

議事の(3)の事務局の説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

(竹内委員)

じりつ支援協議会のウエイトが大きいと感じたので、当事者や支援者、家族の方の意見がより反映できるような会にして欲しいと思いました。

(事務局)

じりつ支援協議会では、個別支援から見えてくる地域課題についても計画に反映できればと思っております。じりつ支援協議会の運営会議の方でも、計画策定にあたり、ご意見を頂きたいということをお伝えしていきたいと思っております。

それでは、次に、議事の(4)「その他」に入りたいと思っております。

まず、委員より事前に提出をいただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

【意見・質問7】

「資料にありませんが、視覚障害者が小松市の自生園に入りたいけど入れないということをお聞きしました。最近の実績について教えてください。なにか問題があるのでしょうか。」

小松市の自生園は、「養護老人ホーム」「特別養護老人ホーム」「グループホーム」の3種類のサービスがあります。今回質問にあがっているのは「養護老人ホーム」か「特別養護老人ホーム」のことかと思っております。「養護老人ホーム」は経済的に生活が困窮している方で、家族等の援助も受けることができず、自宅での生活が困難な高齢者が対象となっております。入りたいと思われても、収入があり、援助等により自宅で生活できると判断される場合は入れないということになります。「特別養護老人ホーム」については、介護保険の要介護3以上に認定された方が利用できる施設ですが、現在は空きがないため順番待ちの状況と聞いております。また、最近の実績についてですが、加賀市内では6人入所していますが、平成22年が一番最近の入所となっております。

【意見・質問8】

「アバターは視覚障害者にとって実用的ではない。ガイドヘルパー等の充実を考えてほしい。」

現時点では、あまり実用的ではないかもしれませんが、今後どのように改良すれば支援につながるか、後程アバターの説明をさせていただきますので、そこで、ご指摘やご意見を頂ければありがたいと思っております。例えば、「アバターにつかまったり、乗ったりできるようにして、施設内を案内できるようにならないか。」とか、「音声で周囲の状況や、施設の案内をしてほしい。」など。また、聴覚障がいの場合でしたら「遠隔で手話通訳ができないか」など、いろいろなご意見ををお願いします。

(長谷川会長)

事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(谷井委員)

先ほどの国からの成果目標の新旧対照表の数値について、すべての数値が後退しているように見えるのですが、どういう理由でこの数値になっているか公開されていますか。

(事務局)

本日の資料としては量の関係上、新旧対照表しかつけていないのですが、国の議論については、ホームページで公開されています。数値が後退している原因としましては、国全体として第5期計画の数値の達成の見込みがない、ということで第6期計画の数値を下げている項目が多いとい

うことです。理由としては、例えば地域生活への移行については、施設入所者の高齢化や重度化、障害支援区分の重い方が増加しているというデータがあり、退所理由が入院や死亡の方が増えてきており、なかなか移行が進まないという状況があるようです。

(長谷川会長)

その他よろしいでしょうか。

それでは、議事は、これで終了しましたので、進行を事務局にお戻しします。

(事務局)

長谷川会長、議事の進行ありがとうございました。

これから、アバターの実証実験事業についてご説明いたします。

(イノベーション推進課)

その他 「アバター実装に向けた実証実験事業」を説明

【質疑応答】

(谷井委員)

小さな診療所などで遠隔の手術等に使うことはできますか。

(イノベーション推進課)

遠隔の医療にも活用することができます。今日お持ちしたアバターは、コンピュータで操作するものなのですが、これより発展した、5本の指を遠隔操作できるものも開発中です。それが使えるようになれば、診療や手術も遠隔ですること可能になりますし、アバターを多種多様な場面で活用できると思います。

(砂山委員)

タイムラグがあつたりすると思うのですが。

(イノベーション推進課)

アバターはインターネット環境に依存します。今はポケット Wi-Fi を使ってアバターを動かしているため、タイムラグが発生したり、スムーズに動かない部分もありますが、それについても今後対応していきます。今年4月から5Gをイノベーションセンターの方に導入します。アバターと5Gとの相性がとても良いため、5Gがあれば遅延なく利用することができると思います。

(竹内委員)

5GだとWi-Fiとかが必要ないということですか。

(イノベーション推進課)

5Gの環境でネットワークを繋げることができれば、Wi-Fiは必要なくなります。

(竹内委員)

アバターは窓口でどのように活用しているのですか。

(イノベーション推進課)

今は実証実験中で、アバターを窓口置き、アバターの中に職員が入り本庁に来庁された市民の方に行行政相談を行っています。3月からは山中温泉支所でパソコンからアバターに入り、本庁

の職員や市民と話しをする実証実験を行う予定です。

(竹内委員)

テレビ電話とは違うのですか？

(イノベーション推進課)

テレビ電話と違う点が3つありまして、1つ目が動かせることです。2つ目はテレビ電話より視野が広いことです。3つ目は、テレビ電話ですとお互いにテレビ電話に入らないといけないですが、アバターは、アバターを操作する人だけアバターに入れば利用でき、アバターの前にいる人は、パソコン等に触れなくても、アバターの前にいるだけで遠隔でコミュニケーションを取ることができます。

(竹内委員)

簡単に手話通訳等ができるようになるということですか？

(イノベーション推進課)

手話通訳の方がアバターを操作すれば、手話通訳を遠隔ですることができるようになります。将来的には、スマートフォンから操作できるようにすることを考えています。

(委員)

家のパソコンを使って、アバターを利用できるのですか？

(イノベーション推進課)

インターネットにつながっているパソコンであれば、特別なパソコンでなくても操作することができます。

(舞谷委員)

十字キーが動かせないと、アバターの操作はできないのですか？手が動かせない人などのために、音声で操作はできませんか？

(イノベーション推進課)

そのような意見を取り入れていき、今はパソコンの十字キーを使って操作するようになっていますが、今後はパソコンにカメラやマイクを付けて、話しかけるだけで利用できるように改良を重ねていきたいです。

(ふれあい福祉課長)

委員の皆さま、長時間のご審議、ありがとうございました。

以上で、本日の障害者分科会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

□閉会（午後3時35分）